

大規模災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

一般社団法人高知県歯科医師会（以下、「甲」という。）高知県歯科技工士会（以下、「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、高知県災害時歯科保健医療対策活動指針に基づき、甲が災害時に行う歯科保健医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
- 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。
 - 乙は、会員及び関係団体等に対し、第1項に定める歯科保健医療救護活動が円滑に行われるよう可能な限りでの調整に努める。

（歯科医療救護活動）

- 第2条 乙は、甲から要請があったときには、災害現場等に設置される医療救護所又は避難所、その他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動等を実施するよう努める。

（業務）

- 第3条 歯科医療救護活動の業務は次のとおりとする。
- 歯科医療を要する傷病者に対する補助
 - 避難所内等における歯科治療の補助
 - 地域歯科や医療機関、他メディカルスタッフ、行政担当者との連絡協働
 - 補綴物修理（義歯清掃・修理・矯正装置の修理等）
 - 義歯刻名
 - 即時義歯等補綴物の作製
 - 歯科医師会、歯科衛生士会等と連携して必要な訪問活動でのアドバイス
 - その他災害支援や医療救護に関すること

（歯科医療救護活動の要請）

- 第4条 甲は、災害時において、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し、歯科医療救護活動を実施することを要請することができる。
- 甲が乙に要請しようとするときは、書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行う。
 - 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員である歯科技工士を甲が指示する避難所等へ派遣するよう努める。

(指揮命令)

第5条 甲からの要請に応じ、乙が行う歯科医療救護活動は、甲が指定する者の指揮命令の下に行われるものとする。

2 甲は、前項の甲が指定する者に対し、乙が円滑に歯科医療救護活動を行うことができるよう、必要な援助を行う。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、人員の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第7条 甲は、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合、その業務に従事、または協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第18条（費用の支弁区分）及び同法施行令第5条（実費弁償）に準じ弁償する。

(扶助金の支給)

第8条 甲は、災害救助法第7条（従事命令）の規定により、歯科医療救護活動に関する業務に従事、または協力する者が、これのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合においては、災害救助法第12条（扶助金の支給）および同法施行令第7条（扶助金の種類）から第15条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金が支給されるよう努める。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練への参加に努める。

(実施細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙の協議のうえ、別に定めるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲、乙で協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間、この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作製し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和6年9月9日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目7番45号
一般社団法人 高知県歯科医師会

会 長 野村 和男

乙 高知県高知市大津乙1789番地9
高知県歯科技工士会

会 長 西森 憲司